

# 地方独立行政法人会計基準等の改訂について

令和 8 年 3 月 3 1 日  
地方独立行政法人会計基準等研究会

## 1 会計基準等改訂の経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和 7 年法律第 3 5 号)(第 1 5 次一括法)において、地方独立行政法人法の一部が改正された。この改正によって、公立大学法人は産業競争力強化法(平成 2 5 年法律第 9 8 号。以下「産競法」という。)第 2 1 条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うことが可能となった。

この業務については、産競法に基づき、文部科学大臣及び経済産業大臣の認定を受けた特定研究成果活用支援事業計画に沿って進められる施策の一部をなすものであるとともに、出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならないとされていることから、公立大学法人のみの意思決定で実施できるものではないものであることなどを踏まえ、公立大学法人が特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金を出資することで取得する有価証券、連結財務諸表等の取扱いについて検討を行い、今般、「地方独立行政法人会計基準」(以下「基準」という。)及び「地方独立行政法人会計基準注解」(以下「注解」という。)の改訂を行うこととした。

## 2 会計基準等改訂の基本的考え方

### (1) 特定の有価証券に関する会計処理

公立大学法人が保有する有価証券は、その保有する目的により区分(売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式、その他有価証券)され、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額とするとされている。有価証券が生み出す「評価差額、配当収入、売却損益」については、それぞれ、「有価証券評価損益、財務収益、売却損益」として損益計算上の費用及び収益に計上され、公立大学法人の損益計算に含まれる。

しかし、産競法第 2 1 条に基づき、特定研究成果活用支援事業者に係る有価証券を公立大学法人が取得するに当たっては、文部科学大臣及び経済産業大臣による特定研究成果活用支援事業計画の認定、設立団体の長による出資

の認可を経て行うものであり公立大学法人の判断のみで実施できるものではない。

また、認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業を実施する認定特定研究成果活用支援事業者に対し行われる出資は、公立大学法人の財務状況に与える影響が大きく、適切な会計処理を行うことを通じて、利害関係者や住民に対し、公立大学法人の教育研究に係る財務情報を適切に開示する必要がある。

そのことを踏まえ、設立団体の長は、公立大学法人が取得する有価証券のうち、評価損益、財務収益及び売却損益を損益計算書に計上しないことが必要と認められるものを指定することができることとし、当該有価証券に係る損益相当額は、損益計算上の費用及び収益には計上せず、資本剰余金において加算又は控除することとした。

なお、今回の事業の重要性に鑑み、運用結果については、運用上確定したもの（財務収益相当額、売却損益相当額）とそれ以外のもの（投資事業組合損益相当額、関係会社株式評価損相当額）に分け、前者を「有価証券損益相当累計額（確定）」、後者を「有価証券損益相当累計額（その他）」とし、資本剰余金の内訳として掲記することとした。

## **(2) 「特定の有価証券に関する会計処理」を行うこととされた有価証券を発行する特定関連会社に係る連結財務諸表の作成**

同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、公立大学法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第12節 地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として公立大学法人の会計処理に統一しなければならない。

そのため、個別財務諸表における「特定の有価証券に関する会計処理」を採用したことと同様に、連結財務諸表においても、産競法第21条に基づき、公立大学法人が取得する有価証券において、評価損益、財務収益及び売却損益を損益計算書に計上しないことが必要と認めるものとして設立団体の長による指定を受けた有価証券を発行する会社等の損益計算書に計上されている収益及び費用の金額は、連結損益計算上の費用及び収益には計上せず、連結貸借対照表において資本剰余金に加算又は控除することとした。

## **(3) 「その他の関係会社有価証券」の評価基準及び評価方法**

今回、公立大学法人が出資する特定研究成果活用支援事業者については、その出資先として認定特定研究成果活用支援事業者の他に認定特定研究成果活用支援事業者が法人として無限責任組合員を務める投資事業有限責任

組合も含まれる。現基準では投資事業有限責任組合に対する有価証券が想定されていなかったことから、今回の改訂において、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）第 3 条第 1 項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券の貸借対照表価額及び投資事業有限責任組合の損益相当額の取扱いについて、基準に盛り込むこととした。

### **3 適用時期**

改訂後の「基準及び注解」の適用に当たっては、改正された地方独立行政法人法の規定に基づく業務が可能となる令和 7 事業年度からとする。